

個人インターネットバンキング専用定期預金

〈スーパー定期〉規定

1. (取扱店の範囲)

個人インターネットバンキング専用定期預金(以下「この預金」といいます。)のお取引店は、個人インターネットバンキング代表口座のお取引店と、届出の印鑑は、代表口座の届出印と共通とさせていただきます。

なお、預入れできる口座数は、当金庫所定の口座数までとします。

2. (預金の受入れ)

(1)この預金は、個人インターネットバンキング(以下「本サービス」といいます。)にあらかじめ指定された代表口座またはサービス利用口座からの振替入金によるのみ受入れし、本サービスの操作完了日を預入日とします。

なお、1口座あたり預入れできる口座数は、当金庫所定の口座数までとします。

(2)この預金の預入額は、一口1,000円以上1,000万円未満で1円単位とします。

ただし、自動継続後の利息は除きます。

(3)この預金の通帳・証書の発行は行いません。

この預金の残高は、本サービスの定期預金口座照会(以下「口座照会」といいます。)により確認することができます。

なお、この預金の満期日(自動継続日)前に満期のお知らせ(自動継続のお知らせ)は送付いたしません。

3. (自動継続)

(1)この預金は、口座照会記載の満期日に前回と同一の期間のこの預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は99回を限度とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および口座照会記載の利率(継続後の預金については第3条第2項の利率。以下これを「約定利率」といいます)によって計算し、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

(2)当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間に応じた利率は自動継続自由金利型定期預金(M型)〈スーパー定期〉規定に準じます。

(3)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第6項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (預金の解約)

(1)この預金を解約するときは、本サービスから依頼してください。(窓口では依頼できません。)

(2)当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前にこの預金の解約依頼に応じる場合、当金庫における解約手続きは、本サービスから解約依頼の手続きを行った日とします。

(3)満期日に継続せず解約する場合は、満期日の前日までに本サービスにより解約予約の依頼を行うことで、満期日(休業日の場合は翌営業日)に自動的に解約し支払います。また、満期日当日(休業日の場合は翌営業日)に解約する場合は、本サービスにより即時解約の依頼を行うことで支払います。

(4)解約予約の受付後に予約を取消す場合は、満期日の前営業日までに代表口座のある当金庫の店舗窓口にて所定の「解約予約取消依頼書」を提出していただくことで取消しを行うこととします。

(5)解約後の元金・利息は代表口座へ入金します。

(6)次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①この預金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)|に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

7. (届出事項の変更)

(1)代表口座の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。

(2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3)印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (印鑑照合)

解約予約取消依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましょう。これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

(1)この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により、行います。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名(または署名)押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺

することができるものとします。

12. (規定変更時のお知らせ)

当規定を変更する場合は、変更内容について当店の店頭に1か月間掲示し告知します。また、掲示期間終了後は当店のロビーに常備する「当金庫商品のご案内」に綴り込み、いつでもご覧いただけるようにします。

以 上

(平成27年6月1日現在)